

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成15年条例第33号）第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和7年3月14日

札幌市長 秋元 克広



記

1 指定管理者の名称

札幌市中央区北1条東1丁目6番地16

公益財団法人札幌市公園緑化協会

理事長 近藤 哲也

2 管理を行う施設の名称及び位置

名称 札幌市豊平川さけ科学館

位置 札幌市南区真駒内公園

3 管理を行う期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

4 管理業務の範囲

(1) 施設の維持及び管理に関する業務

(2) 施設における事業の計画及び実施に関する業務

(3) 上記(1)及び(2)に付随する業務